

芦原温泉上水道財産区水道事業職員の給与に関する規程

平成 16 年 3 月 1 日

財産区規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、芦原温泉上水道財産区水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 16 年あわら市条例第 144 号)の規定に基づき、芦原温泉上水道財産区水道事業職員(以下「職員」という。)に対して支給する給与の額及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の額及び支給方法)

第 2 条 職員に対し支給する給与の額及び支給方法については、あわら市一般職の職員の給与に関する条例(平成 16 年あわら市条例第 39 号)の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規程は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。